

第2回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ	資料3
令和4年9月27日	

子ども家庭福祉指定研修の研修課程について（案）

<指定研修について>

- 指定研修については、社会福祉士や精神保健福祉士であって2年程度の相談援助業務の経験を有する者など、一定の要件を満たす者を受講対象として実施するもの。
- 指定研修の具体的内容の検討に当たっては、第1回WGにおいて確認した「本検討会・WGにおける議論のフレームワーク」に基づき、専門性の柱に沿って整理を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、指定研修の科目名、学習項目、到達目標及び時間のイメージ（たたき台）について別添のとおり事務局において整理。

<検討の視点>

- 指定研修については、子どもの最善の利益を確保する観点から整理を行った専門性の柱に沿いつつ、全体として100時間程度の内容とすること等の前提を踏まえる必要があるが、具体的な科目名や学習項目、到達目標及び時間数について、どのように考えるか。
- 本認定資格の導入目的である児童福祉分野の現場の相談援助業務の専門性向上を早期に実現させる観点から、研修実施機関を十分な数確保することも求められるが、具体的な科目名や学習項目、到達目標及び時間数について、どのように考えるか。

(別添)

<p>1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること</p> <p>○ 人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や、地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識し、また子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉の推進に貢献する。</p> <p>○ スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。</p> <p>○ 専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。</p>		<p>講義・演習 20 時間程度</p>	
WG①資料 3 「具体的項目」との対応関係	科目名 (講義・演習)	到達目標	想定される教育内容の例示
<p>人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念(社会的正義、社会的包摂、差別と抑圧への認識、平等の原則と権利に係る理解)、子どもの権利条約の一般原則(差別の禁止、生存と発達保障、子どもの最善の利益、子どもの意見等の表明)</p>	<p>子どもの権利擁護 ①</p>	<p>子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することについて理解している。</p>	<p>○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」</p>
	<p>子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の理念や役割 ②</p>	<p>地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識し、子どもの最善の利益を考慮して相談支援の実務に取り組むことについて理解している。</p>	<p>○ソーシャルワークの基本的理念・価値 ○子どもの権利擁護・アドボカシーとこれらを踏まえたソーシャルワーク ○子どもの最善の利益(安全、パーマネンシー、ウェルビーイング)を踏まえたソーシャルワーク ○総合的・包括的な支援や多職種連携による支援</p>
	<p>児童福祉施設等における子どもとの関係 ③</p>	<p>予防的支援や社会的養護を担う児童養護施設等の運営の実際と子どもたちの生活の状況を「子どもの権利」の視点から把握し子どもの課題に取り組み</p>	<p>○子どもへの予防的支援(要保護児童対策地域協議会における早期発見早期対応、地域での見守り) ○社会的養護における運営・養育指針 ○児童養護施設等、里親家庭等における子どもの生活</p>

		る。	
倫理原則	倫理原則 ④	エビデンスを得るために倫理的配慮ができ、個人情報の取り扱い、記録の取り方・管理を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークの倫理綱領 ○個人情報保護法 ○エビデンスを得るための倫理的配慮
ソーシャルワークの理論やアプローチ、展開過程とソーシャルワーカーの役割(地域を基盤としたソーシャルワークの実施)	子ども家庭ソーシャルワークの理論と展開 ⑤	ニーズキャッチ、インテーク、アセスメント、プランニング、支援、モニタリング、再アセスメント、終結という全体の流れを理解している。 エンパワメントアプローチなど、重要なアプローチ等を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークの理論と展開 ○アプローチ(エンパワメントアプローチ) ○アドボカシー ○要支援者が発揮できる能力に着目した支援(ストレングス視点) ○ニーズキャッチ(アウトリーチ、スクリーニング)、インテーク、アセスメント、プランニング、支援、モニタリング、再アセスメント、終結 ○資源の活用や開発
スーパービジョンの授受の意義と批判的振り返り、自己への理解・管理(自己の権力性、ケース対応の上での自己の能力の限界の把握等の自己への理解、助言の求め方、自分の仕事量の管理や優先順位の付け方)	スーパービジョン ⑥	スーパービジョンの授受の意義を理解しソーシャルワーカー自身が業務の在り方を客観的に把握し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着けることについて理解している。 そのうえで自らの職場で子どもの最善の利益を最大限に実現できる手立てを見出していく姿勢を身につけることについて理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの意味 ○子ども家庭ソーシャルワークに関する分野全般の把握 ○自己覚知 ○自己チェックリスト

<p>自己研鑽をし、実践から学び、専門性を高め続ける姿勢を持つこと</p>	<p>自己研鑽 ⑦</p>	<p>日常業務の中で子ども家庭福祉に関する知見や経験を積み上げ、支援対象児童の将来も考慮しつつ支援に取り組むことについて理解している。</p>	<p>○グループカンファレンス</p>
---------------------------------------	-------------------	-------------------------------------------------------------------------	---------------------

2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること

- 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの身体的・心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。また、子どもの障がい、健康状態、養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。
- 虐待等の不適切な養育環境が子どもの健康状態などの発達にもたらす長期的な影響を十分に理解し、アセスメントに反映させ、悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。
- 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。
- 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。
- 相談支援等に求められる、虐待対応や保健医療、貧困、司法、保育、教育、障害福祉、精神保健等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。

講義・演習
40 時間程度

WG①資料3「具体的項目」との対応関係	科目名 (講義・演習)	到達目標	想定される教育内容の例示
子どもの成長・発達（身体的発育、認知発達、情緒発達、社会性の発達、性的行動の発達）、障害や養育環境、地域の特性等の社会文化的背景等の子どもの発達への影響	① 子どもの成長発達の理解	身体的発達、認知発達情緒発達、社会性の発達、性的行動の発達など、子どもの成長・発達に関する基礎知識について理解している。	○発達上のニーズ ○乳幼児の成長発達に関する知識 ○児童期から思春期への成長発達 ○多様な価値観と発達の関係 ○ライフステージにおける心身の変化と健康課題
	② 障害理解と発達支援	心身障害、精神障害の素因や養育環境との関係について説明できる。 さらに文化的背景が個々人の発達に及ぼす影響を理解している。	○肢体不自由児の理解 ○知的障害の理解 ○精神障害の理解 ○ノーマライゼーション
	③ 子どもと性	子どもを取り巻く性的状況や、その人権を守るための方策を理解している。	○性教育 ○SNSの問題

			○妊娠 SOS
ネグレクトを含めた虐待の長期的 予後	子ども虐待の理解と 対応 ④	人格形成に大きく影響を与える愛着形 成の重要性に加え心身障害、発達障害 の課題がある子どもがネグレクト環境 に置かれることにより生じる影響等を 理解している。	○愛着形成 ○児童の発達とネグレクト ○子どもの言動の理解 ○重大事例の検証
	子ども虐待による子 どもの心への影響 ⑤	虐待の子どもの心身への影響について の理解と対応について理解している。	○困難な体験（逆境体験）の人格に対する影響 ○自殺 ○子どものトラウマとそのケア
地域の見守りや家庭支援サービス の利用等の予防的支援、一時保護 施設や里親、児童養護施設等の社 会的養護に係る支援	予防的支援と措置後 の支援 ⑥	要支援・要保護児童家庭支援への地域 の見守りや家庭支援サービスなどの予 防的支援、及び措置された子どもなど への社会的養護の枠組みを理解してい る。 また、当事者（要支援者）の視点に立 った権利擁護の意義について理解し、 アセスメントや支援につなぐことにつ いて理解している。	○地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防 ○一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護 の枠組み ○要支援者の視点に立ったアセスメント
児童福祉制度及び関連する諸制度 （児童虐待の防止等に関する法 律、障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関する法 律、民間あっせん機関による養子 縁組のあっせんに係る児童の保護	子ども家庭に関わる 法制度 ⑦	子どもの権利擁護の観点から必要とな る、子どもの福祉と保護に係る法 制度を理解している。	○児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律、民間 あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童 の保護等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律 ○出自を知る権利

等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)			
保護者・妊産婦・家族（親の精神疾患やアルコール薬物乱用等による影響と経過等、DV、家族の多様なあり方、ヤングケアラー、妊産婦の抱える課題、保護者・家族の抱える課題に係る社会的背景等の理解、家族内の相互作用）	保護者・家族の理解 ⑧	保護者・家族の抱える課題や社会的背景、家族支援の手立て等について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○親の精神疾患に係る理解 ○アルコール薬物乱用等による影響 ○DV とその背景 ○ヤングケアラーのいる家庭が置かれている状況 ○妊産婦（特定妊婦）が抱える課題 ○中途養育（ステップファミリー、里親）が抱える課題 ○外国籍を有する者の置かれている状況 ○保護者支援プログラム ○ファミリーグループカンファレンス ○保護者とのパートナーシップに基づく安全づくりの実践 ○関係機関のネットワーク ○家族支援
	家族システムの理解 ⑨	社会と家族の関係、及び多様な家族間葛藤等について理解できる。	<ul style="list-style-type: none"> ○家族システム ○家族間葛藤と家族調整
社会的養護経験者に対する自立支援	社会的養護に係る制度の理解 ⑩	パーマネンシー保障及びケアリーバーの生活、家庭養護・家庭的養護とチーム養育の制度の切れ目ない支援について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養育の理念（パーマネンシー保障） ○児童養護施設等における自立支援やケアリーバーへの自立支援 ○里親家庭の養育 ○被措置児童等虐待

			<ul style="list-style-type: none"> ○養子縁組制度 ○未成年後見制度、成年後見制度 ○児童相談所と要保護児童対策地域協議会 ○障害者福祉制度（手帳、年金、居住・就労支援等）
保健医療（母子保健と小児医療、精神保健）	子ども・家族に関わる保健医療 ⑪	母子保健、精神保健福祉、医療福祉に関わる基礎知識（特定妊婦、産後ケア、各種健診の意義を含む）を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠と出産 ○3歳児、1歳6か月児健康審査 ○子どもの発達 ○障害児支援 ○子育て世代包括支援センター
	妊産婦への支援 ⑫	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の実践についての現状と社会課題を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○予期せぬ妊娠の理解 ○周産期 ○妊娠SOS
貧困に対する支援（教育、労働、居住、医療等の経済的サービスの理解）	子ども家庭の貧困Ⅰ ⑬	国、都道府県、市町村の教育、労働、居住、医療等の経済的サービス、子どもの貧困に関わる基礎知識を理解している。	○経済・生活・就労等の支援制度（児童扶養手当、生活保護、学習支援等）
	子ども家庭の貧困Ⅱ ⑭	家庭内で生じ得る課題等について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○貧困と非行 ○ヤングケアラー ○重度の障害等を有する兄弟姉妹のある児童（きょうだい児） ○スクールソーシャルワーカーの活動
	ひとり親家庭等の現状と課題 ⑮	格差と貧困、及びひとり親家庭の福祉課題について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の現状と課題 ○子どもへのネグレクト ○経済的支援制度（生活保護、学習支援等）

			○母子生活支援施設
非行	子どもの非行 ⑯	非行についての現状と課題を理解している。	○非行の現状 ○児童福祉法と少年法との関係 ○児童自立支援施設の現状と課題
保育、教育（不登校、非行などの課題の理解、生徒の学習の過程等の教育の基礎的理解等）	保育・教育 ⑰	保育制度の現状と課題について理解している。 不登校、非行などの課題を理解するとともに、生徒の学習の過程等の教育の基礎的な理解をする。	○保育の現状と課題 ○学校・教育現場が抱える課題と実態不登校、いじめ、非行、学習の遅れ等
	スクールソーシャルワーク ⑱	今日の学校教育現場が抱える課題とスクールソーシャルワーカーを導入する意義を理解する。	○スクールソーシャルワークの意義と展開
社会福祉制度、障害福祉制度	社会福祉制度、障害者福祉制度 ⑲	子どもが成人する時点で社会福祉制度、障害者福祉制度を利用する必要がある場合、現状を把握しチームを作り支援することについて理解している。	○手帳、年金、居住・就労支援等 ○生活保護 ○困難な問題を抱える女性への支援（婦人保護） ○チーム形成
地域福祉の基本的な考え方や展開、動向	地域福祉と包括的支援体制の構築 ⑳	地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を踏まえ、地域の特徴を基盤とした子育て支援制度について理解している。	○地域福祉の基本的な考え方 ○地域の相談機関、関係機関 ○要保護児童対策地域協議会、地域におけるケア会議 ○アウトリーチ ○地域福祉の方法・課題 ○包括的支援体制の構築の意義・方法

3. 子どもや家庭への支援や介入の方法を理解・実践できること

- 子どもと保護者等の支援を必要とする当事者（要支援者）に対する相談支援等を行うに当たり、子どもの権利擁護に係る理念を踏まえ、要支援者の参加によるパートナーシップを基本とした支援を行う。
- コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得し、子どもの自立も含めた長期的な視点を持ちつつ、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。
- 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。
- 地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。
要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、保健医療、貧困、司法、保育、教育、障害福祉、精神保健等、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、子どもを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。
- 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。

講義・演習
40 時間程度

WG①資料3「具体的項目」との対応関係	科目名 (講義・演習)	到達目標	想定される教育内容の例示
コミュニケーション	コミュニケーション ①	要支援者の参加によるパートナーシップを基本とした支援を行えるようにコミュニケーション能力を高めるために面接技術を習得し、児童の自立も含めた長期的な視点を持つことの重要性を考慮し、要支援者に対するアセスメン	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの手法 ○関係者、関係機関との連携 ○アセスメント面接

		トを行うことについて理解している。 関係者協議等のコミュニケーションを含めた関係機関との連携を適切に図ることについて理解している。	
	子どもとの面接・家族面接に関する技術 ②	子どもとの面接、家族の面接を円滑に行うことについて理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの面接 ○保護者等家族面接 ○司法面接 ○リスク評価 ○危機管理 ○エンパワメント
基本的な面接技術（傾聴、承認、示唆、助言）、動機づけ面接等	子どもの意思決定支援③	子どもとの面接において、適切に意思表示を促すことについて理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの意思決定支援（関係者によるチーム支援） ○子どもとの面接 ○18歳成人との意思疎通 ○危機管理
ケースマネジメント（アセスメント（ニーズアセスメントとリスクアセスメント）と方針決定、判断や意思決定における留意（判断に係るバイアスへの留意）	子ども家庭支援のためのケースマネジメント ④	重篤な困難ケースについて協議検討することを通じ、児童等に対する適切な検討方針を検討することについて理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ○アセスメント（ニーズアセスメントとリスクアセスメント） ○判断に係るバイアス等に留意した支援方針決定
子どもの権利擁護の推進	子どもの権利擁護の推進 ⑤	地域の状況等も踏まえた適切な子どもの権利擁護の取組方法について理解している。	○アウトリーチの実践例（孤立しがちな子ども・子育て家庭と地域との接点を増やすマイクロ、メゾ、マクロの実践）

			○ひきこもり、孤立、いじめ
保護者等の家族への支援・子どもの安全確保を目的とした対応（子どもの安全確保に関する行政措置、抵抗や拒絶への理解、行政権限等の適切な行使）	子ども虐待対応 ⑥	児童虐待に関わる現状と課題、通告から初期介入、調査、アセスメント、一時保護、児童養護施設等への入所の経過やその際の対応について理解している。	○要保護児童対策地域協議会の機能 ○地域関係機関との連携 ○子どもの安全確保に関する行政措置（48時間対応、立ち入り調査、一時保護、親権制限） ○抵抗や拒絶への理解、行政権限等の適切な行使、措置に関する法的対応、通信、面会の制限、刑事告発） ○所属組織に引き付けて考える
	心身障害を持つ保護者理解 ⑦	心身障害に関わる知識など保護者を理解するための基礎知識を持ち面接することについて理解している。	○保護者の困り感やその発揮できる能力に焦点を当てた面接の展開 ○精神障害の理解
重大事案防止のための組織内における安全文化の醸成	組織における危機管理 ⑧	児童相談所等の虐待に関わる機関における対応の流れ等について理解している。	○危機管理 ○早期発見早期対応 ○アセスメント ○司法手続き
カンファレンスの意義と運営	関係機関カンファレンス ⑨	市町村、児童福祉施設等の役割、カンファレンスの場で互いに意思の疎通を図ることについて理解している。	○要保護児童地域協議会 ○児童相談所 ○児童福祉施設等
地域における機関連携の推進（地域資源の開発や、関係機関の役割の理解、要保護児童対策地域協議会の質的向上）、多機関カンファレ	関係機関との連携・協働と在宅支援 ⑩	地域における関係機関との連携・協働について理解している。	○要保護児童対策地域協議会の質的向上 ○地域資源の把握

<p>ンスの運営</p>	<p>ネットワークの構築 ⑪</p>	<p>多職種、多機関協働をコーディネートす について理解している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の把握と理解（子どもの居場所、子ども食堂） ○放課後児童クラブ、放課後デイ、民生・児童委員） ○チーム支援
<p>組織内多職種協働と組織的発展への貢献（組織の法的位置づけ、組織内コミュニケーション、情報伝達システム、組織的バイアス、組織マネジメント、組織的改善への提言）</p>	<p>組織的改善 ⑫</p>	<p>所属する組織の対応力の向上に資する多職種協働の取組を行うことができる。 組織の法的位置づけ、組織内コミュニケーション、情報伝達システム、組織的バイアス、組織マネジメント、組織的改善への提言などの重要性について理解している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に関わる組織内連携（早期発見等の視点の共有） ○組織内チームの構成、 ○組織内における効果的研修 ○リーダー、コーディネーターの役割 ○チーム ○組織マネジメント ○ファシリテート ○関係方面への働きかけ（ソーシャルアクション）